

平成26年11月20日

第29回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第29回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年11月20日(木) 午後3時30分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第5号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

| | | |
|---------|---------|---------|
| 1 番 委員 | 2 番 委員 | 3 番 委員 |
| 4 番 委員 | 6 番 委員 | 7 番 委員 |
| 8 番 委員 | 9 番 委員 | 10 番 委員 |
| 11 番 委員 | 12 番 委員 | 13 番 委員 |
| 14 番 委員 | 15 番 委員 | 16 番 委員 |
| 17 番 委員 | 18 番 委員 | 19 番 委員 |
| 20 番 委員 | 22 番 委員 | 23 番 委員 |
| 24 番 委員 | 25 番 委員 | 26 番 委員 |
| 27 番 委員 | 28 番 委員 | 29 番 委員 |
| 30 番 委員 | 31 番 委員 | 32 番 委員 |

1 欠席委員

5 番 委員

1 活動休止委員

21 番 委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後3時30分

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第29回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「29番委員」と「30番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。 議案書の1ページから4ページになります。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で報告を終わります。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | <p>5ページをお開きください。 今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案8件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2から8については、お目通しください。 今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号の、所有権移転分についてご審議願います。</p> |

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から25番を、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての説明をいたします。

議案書の7ページから14ページになります。

今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案25件です。内訳は、新規の利用権設定が18件、再設定が7件、合計の面積は46,675.32㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の説明を求めます。

1番、2番については、23番委員にお願いします。

23番委員

はい。

番号1、2につきましては、私と18番委員とで調査をいたしました。貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、農業を始めるにあたり、初めて利用権の設定をします。オクラ30a、スナップエンドウ20aの栽培を計画しており、目標年間販売高約300万円を目指しています。

農機具等については、現在は動力噴霧機を1台所有しています。ほか

の必要分は、知人に依頼するとのこと。労力についても、農繁期は知人の協力を得ながら、経営していくとのこと。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。

議長 3番委員 3番については、3番委員をお願いします。

はい。

番号3につきましては、私と5番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、これまでも、母親と妻と一緒に観葉植物やバラなどの栽培を行ってききましたが、今回、初めて利用権の設定をします。

ハウスオクラ15a、スナップエンドウ22a、マンゴー25aの栽培を計画しており、目標年間販売高約500万円を目指しています。

農機具等については、現在は管理機のみで、当面は知人から借り受けるなどしますが、将来的にトラクターなどを購入できればとのこと。労力については、これまでどおり母親の協力を得ながら経営していくとのこと。

議長 4番委員 4番委員 4番委員 議長 事務局 4番委員 事務局 4番委員 23番委員 4番委員 23番委員

なお、営農計画書を資料の2ページに添付しています。

ただいまの、説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

はい、議長。

はい、4番委員。

この、1番と2番は賃借権ですよね、申請理由のところに借入地取得とありますけれども、借入地使用ではないですかね。

はい、事務局。

だいぶ前の委員会の時に説明したと思いますけれども、経営面積が0の就農者については、借入地取得ということでやっていきたいと思えます。

3条資格のための、借入地取得ですか。

3条じゃなくて、あくまでも経営面積は0ですので、0の新規就農者については、借入地取得となります。

取得じゃないがね。

今までもだったですよ。

取得じゃないですよ、借りですよ。

借入地取得ですよ。前の方に、借入を入れてあるから。

| | |
|------------------|--|
| 4 番委員 議長 | 借入地借りと書けばいいんじゃないですか。 その件については、以前、文言はこういう形にするということで確認 をしておりますので、ご了解願いたいと思います。 |
| 30 番委員 議長 | はい、いいですか。 はい、30 番委員。 |
| 30 番委員 | この3番の、Uさんですね、マンゴーが25 a とありますが、新しく 植えるのですか。 |
| 19 番委員 議長 | はい、議長。 ちょっと休憩をしてください。 暫時休憩とします。 (休憩) 休憩前に引き続き審議を再開いたします。 ご質問等はございませんか。 |
| 委員 議長 | 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、原案の とおり承認することにご異議ございませんか。 |
| 委員 議長 | 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から3番については、 原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、利用権設定分の4番から25番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。 |
| 2 番委員 議長 | はい、ちょっといいですか。 はい、2 番委員。 |
| 2 番委員 | 15、16 かな、Hさんのところですけども、報告第1号のところで 解約をやっていますよね、同じ人なのに、これがどうしてこういうこと になったのか、経緯をちょっと聞いたかったものですから。 農業生産法人の関係で変えなければならなかったのか、その辺の関係を をちょっと。 |
| 議長 事務局 | はい、事務局。 はい。 |
| 議長 | 番号15から18番の借人でありまして、株式会社シンエイの設定につ きましては、報告の方で、賃貸借の利用権を解約しているところござ います。耕作放棄地再生事業を行っておりまして、その関係で新たに使 用貸借として、今回設定をし直しているところでございます。以上です。 よろしいでしょうか。 |

| | |
|------|--|
| 2番委員 | はい、ちょっと、分からないので。 |
| 議長 | はい、2番委員。 |
| 2番委員 | 耕作放棄地を解消したから、新しくしなければならなかったということですか。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 耕作放棄地を再生事業をして、例えば半分を自分のお金で払う訳ですよ、その払った分に対して、今まで賃貸借でやっていたけど、その人が半分払ったので、次は、賃貸借じゃなくて使用貸借でいきましょう。ということですよ。 |
| 2番委員 | はい、分かりました。 |
| 8番委員 | はい、いいですか。 |
| 議長 | はい、8番委員。 |
| 8番委員 | その補助事業をして、20年の場合もこういう形で、賃借料は0円になっているんですか。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 耕作放棄地再生事業につきましては、5年間は所有者の方にお金を支払うことが出来ないとっております。 |
| | 20年につきましては、貸人、借人の方で、お互いに設定しているんですけども、場所的に、現在のところ耕作に向かないものですから、長く使ってもらいたいという所有者の意向もありまして、この20年という設定になっているものと思われまして。 |
| 8番委員 | それはいいんですけど、小作料が、0円のままなのかということですよ。 |
| 事務局 | はい、20年間は、使用貸借ということですよ。 |
| 議長 | 場所でしょうね。 |
| 2番委員 | ちょっといいですか。 |
| 議長 | はい、2番委員。 |
| 2番委員 | 賃貸借をしていて、放棄地の事業をしたということは、賃貸借をしながら、放棄地になっていたという意味で捉えていいのかな。 |
| | 事業をして、今度、賃貸借を解約して、使用貸借をしたわけですよ、賃貸借をしながら耕作放棄地になっていたのか、いなかったのか、その確認を。そこを教えてください。 |
| 事務局 | はい、議長。 |
| 議長 | はい、事務局。 |
| 事務局 | 当初は、賃貸借の設定でしてございました。当初から、耕作放棄地の現 |

状ではあったんですけども、まだ、所有者に支払いをしていないもの
 ですから、また、事業の方も行っていないところです。改めて使用貸借
 の方にして、再生事業を今から行おうとしているところです。

2番委員 賃貸借で借りようとしたら、事業にのせたいから、使用貸借に変えた
 と理解すればいいですか。

事務局 はい、そうです。

2番委員 分かりました。

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 14番ですが、貸人が83歳で、使用貸借が20年ですけども、指
 導として10年くらいでしないと、どうなのかなと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 14番の、NTさんとNYさんの関係につきましては、親子でござい
 まして、20年の設定とはなっておりますけれども、貸人の方がもし亡
 くなられた場合には、のちのちは、借人の息子さんであります、勇次さ
 んの土地になると思われま。

26番委員 こういう問題が他人だったら、どうなるのかなと思います。
 やはり指導としては、期間を5年とか10年にしておいて、切り替え
 ていけばいいんじゃないかと思ひます。

議長 今、26番委員さんが申されたとおり、そういうのが妥当じゃなかろ
 うかと思ひます。切り替え、切り替えでいくという方がですね。
 20年後、103歳、生きているかもしれませんが、この設定の仕方
 は、問題じゃなかろうかと思ひます。今後は、受付ける時事務局として、
 十分気をつけてしてもらいたいと思ひます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今の件についてですけども、一応、20年を組んでいて、貸人の方
 が例えば亡くなったとしますよね、貸人と借人が他人の場合、そしたら、
 その貸人の相続人である方と、今度は、借人の方とやるようになってい
 ます。相続人の方が、ここはだれにも貸さないよということであれば、
 これは解約になってきます。ただ、経営基盤法ではですね、貸人が亡く
 なった場合には、その相続人と契約するようになっていきますので。だ
 から、年数には、こだわらなくていいと思ひます。

12番委員 ちょっと、休憩してください。

議長 暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

この取扱いについては、今までどおり、さっき事務局が説明したとおりとします。

ほかに質問等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の4番から25番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から25番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

32番委員 はい、議長。

議長 はい、32番委員。

小委員長 11月10日の転用調査時に、10番、27番、32番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から5番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から3番までは売買、4番及び5番は贈与による申請でございます。

4番は母からの贈与で、5番は知人からの贈与でございます。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の3ページから23ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

す。

9番委員
議長
委員
議長
委員
議長
32番委員
議長
小委員長

それでは、議案第2号について、ご審議願います。
ご質疑、ご意見等はございませんか。
暫時休憩してください。
暫時休憩とします。
(休憩)
休憩前に引き続き、審議を再開いたします。
ご質疑、ご意見等はございませんか。
「なし」の声あり。
議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ござい
ませんか。
「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定い
たします。
次に、「議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意
見決定について」を、議題といたします。
これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調
査報告を求めます。
はい、議長。
はい、32番委員。
これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その
報告をいたします。
番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示
しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。
農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことか
ら、第2種農地のその他の農地に該当いたします。
資料の24ページをお開きください。
申請地は、徳光公民館から南へ522m行った所の農地で、東は道路、
西は宅地、南は畑、北は保安林に接しています。
土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定で
す。南側に農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたし
ます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案に
お示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。
農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区

域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の25ページをお開きください。

申請地は、指宿高等学校から北西へ135m行った所の農地で、東は道路、西は宅地と畑、南は畑、北は宅地に接しています。

土地の形状については、現状で、周辺には防護柵を設置する予定です。西側の一部と南側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

ソーラーパネル枚数104枚、発電出力は30.72kWです。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

32番委員

はい、議長。

議長

はい、32番委員。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の26ページをお開きください。

申請地は、指宿駅から北へ301m行った所の農地で、東は宅地と畑、西は道路、南と北は宅地に接しています。

申請地は住宅密集地にあることから、かねてより、駐車場が不足しているとの情報を得ていたことから、選定したとのことです。土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。

東側に一部、畑がありますが営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の27ページをお開きください。

申請地は、指宿図書館から北へ75m行った所の農地で、東は宅地、西と南は市道、北は畑に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を義理の母より使用貸借のうえ、住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、店舗と駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の28ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から東へ12m行った所の農地で、東と南は宅地、西は道路、北は宅地と畑に接しています。

申請人は、現在、指宿駅の周辺で貸店舗にて、居酒屋を営んでいます。今回、交通量も多く、人目につき易い場所であることから、申請地を選定したとのことです。

土地の形状については、現状で、周囲はフェンスで囲むとのことです。西側に店舗を設け、駐車場は店舗の裏側に設け、少しでも周囲の住民に迷惑がかからないように十分配慮するとのことです。

北側に一部、畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いた

します。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の29ページになります。

申請地は、成川区民センターから西へ131m行った所の農地で、東は市道、西、南、北は宅地に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入し一般住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周辺に農地がないことから、問題はないものと思われれます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、大成小学校から北へ1,350m行った所の農地で、東は山林、西は畑、南と北は道路に接しています。

土地の形状については、現状で、周囲は防護柵を設置する予定です。緩衝地を2m程、設けることから、営農への影響は軽微なもの判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、倉庫兼作業所と駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、小川区集落センターから東へ300m行った所の農地で、東と北は里道、西は道路、南は畑に接しています。

申請人は現在、集荷場を営営しており、今回、倉庫兼作業所や約30名の駐車場を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置予定です。隣接する農地から距離を取って建築することから、営農への影響は軽微なもの判断いたします。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案に

お示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、利永小学校から東へ38m行った所の農地で、東、西、南は畑、北は県道に接しています。

申請人等は、2人とも指宿出身であり、申請人が定年退職となったことを機に帰郷する計画に基づき、妻より申請地を使用貸借のうえ、一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置予定です。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、道下上公民館から西へ184m行った所の農地で、東と南は道路、西は宅地、北は畑に接しています。

申請人等は、現在、借家住まいのため、申請地を義理の父より使用貸借のうえ、一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置予定です。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅（増築）と駐車場です。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりのない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、指宿高等学校から西へ93m行った所の農地で、東と北は宅地、西は畑、南は道路に接しています。

申請人は、現在居住する宅地の隣接地である申請地を購入のうえ、住宅を増築し、駐車場を設けるとのことです。隣接する農地には支障のないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場と通路です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、玉利公民館から北西へ941m行った所の農地で、東と北は宅地、西は県道と畑、南は水路に接しています。

申請人が理事長を務める、老人ホームの車イス送迎車、従業員の駐車場、通路として利用するため、申請地を購入するとのことです。

西側に一部、農地がありますが、原野化していることから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

土地の形状については、切土を1.6mし、申請地が急傾斜になっていることから、有効利用が難しい残地部分は土砂災害が起こらないよう定期的に保守、点検を行うとのことです。

次に番号11番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、市役所から南へ970m行った所の農地で、東と南は市道、西と北宅地に接しています。

申請人は、現在、借家住まいのため、申請地を購入のうえ、住宅を建築しようとするものです。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周囲に農地がないことから、問題はないものと思われれます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に番号12番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、市役所から北東へ37m行った所の農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

今まで利用していた駐車場が、十町土地区画整理事業の整備により使用できなくなり、従業員、患者の利用する駐車場が不足したことから、病院に隣接する申請地を選定したとのことでした。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。周囲に、農地がないことから問題はないものと思われます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

この案件については、始末書付になります。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

9番委員 はい、議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 18ページの5番、太陽光発電の施設なんですけれども、皆さんもご承知のとおり、九電の受入れ態勢、非常に問題になっておりますが、したがってこれは、今から用途変更して、こういうことがあると思うんですが、その場合に、計画が九電に確保されているかどうかですね、確認されたかどうかまず聞きたい、それを見逃しておれば、転用したが、送電できないでは宙に浮くことになりますので、その辺は判定として、太陽光発電の今後すべての件について、そういう確認をしていただきたいと思っております。以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 ただ今の、太陽光発電についてはですね、受付の段階で、九電との接続許可、経済産業省の設置認定通知書の2つが揃っている場合は、受付をしております。それ以外については、保留ということでやっております。

9番委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

32番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、32番委員。

11月10日の転用調査時に、10番、27番、32番の委員と事務局2名の計5名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

このことにつきましては、裁判所が実施する担保不動産競売事件についての売却実施であり、裁判所通知 平成26年(ケ)第37号となっております。

競売に参加し、農地を買受けようとする者は、入札に参加する前に「買受適格証明書」の交付を受ける必要があることから、今回申請があったものです。

申請内容につきましては、財産の種類 土地、所在及び数量、指宿市山川大山字柞ノキ原218番1、地積3,768㎡、地目 畑、現況 畑、買受申請人 内木場 盛 年齢66歳、耕作面積5,006㎡、従事者4名、農機具有りということです。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、申請者は意欲的に営農に取り組んでいくとのこととあります。

なお、位置図、字図につきましては、資料の39ページと40ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員
議長
4番委員

はい、議長。

はい、4番委員。

この方は、喜入瀬々申ですよね、ここから山川まで耕作距離も相当あると思うんですけども、会社役員兼農業となっておりますが、本業は、どういうことをやっておられるのか、それからですね、本当にこの方が買受適格者なのか、ここは1等農地ですよ、買受適格者は、この周辺の方が一番適格者だと思うんですけども。その点はどういうふうにか

事務局
議長
事務局

えておられるのかです。

はい、議長。

はい、事務局。

この方は、田良地区の方に、南薩浄水管理センターというのがありますが、あそこの理事長をしておられる方で、理事長はしておりますけれども、現在喜入の方で、アボカドの栽培をしている方です。

この申請地は、現在ヤシが植えられておりまして、これをどうするのかということで聞きましたら、弟さんが内木場興業というのをやっているみたいで、そこの重機を借りて取るということでした。そして、その後には、アボカドを500本くらい、苗木を準備しているみたいで、それを植えるということでした。

この方が、適格者かどうかということで、周辺の方々が、こういう申請をしていただくのがいちばん良かったのですが、たまたま、この方しかないということで、鹿児島市農業委員会の耕作証明書もちゃんと添付してありますので、大丈夫だと思われます。以上です。

議長
4番委員
議長
委員
議長

よろしいでしょうか。

はい。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

23ページから25ページをお開きください。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は6件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

見取り図及び地積図につきましては、資料の41ページから42ページに添付してあります

番号2から6番につきましては、お目通しください。

なお、2番から6番の見取り図及び地積図につきましては、資料の

43ページから55ページに添付してありますので、ご参照ください。
次に、農用地あっせん申し出のうち、買受、借受をご説明いたします。
26ページをお開きください。件数は6件です。
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
番号2から6番につきましては、お目通しください。
皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出
されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 売渡、貸付の
番号1は32番と14番委員。 番号2は20番と1番委員。
番号3は3番と13番委員。 番号4は22番と30番委員。
番号5は30番と6番委員。 番号6は30番と6番委員。
買受、借受の、
番号1は9番と14番委員。 番号2は9番と14番委員。
番号3は1番と32番委員。 番号4は14番と32番委員。
番号5は26番と5番委員。 番号6は6番と22番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいで
しょうか。

委員 (各委員了解あり)

議長 議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務
局案のとおり決定いたします。
本日の議題は、これで全て終了いたしました。
ほかにごございませんか。

32番委員 はい、議長。

議長 はい、32番委員。

32番委員 今月10日の転用調査時に、農地区分が第1種農地の場所を、駐車場
への転用が1件ございました。場所は、プラッセだいわの反対側にエディ
オンというのがありますが、その第1駐車場の北側になります。
1枚、圃場があるんですが、その先2枚目の所です。字萩原下
1775番2, 1776番2, 萩原8344番7, 転用面積が1,420
㎡, 隣も盛土で、耕作する状態で、非常にいい場所ございました。

申請人が転用許可を受けた後で、立会人の方からの説明では、エディオンの第2駐車場として貸し出すという説明でしたが、お気付きかと思うのですが、第1駐車場という広い駐車場が満車にならない状況で、さらに、広い駐車場が必要であるのかなというふうに感じたものですから、小委員会では、転用許可の判断をしかねたということで、皆様のご審議をお願いしたいと思っております。以上です。

議長

ただ今の案件について、皆様からご意見等ございませんか。

11番委員

はい、いいですか。

議長

はい、11番委員。

11番委員

ここについては、近くにハウスがありますよね。

議長

ハウスは今ございません。

11番委員

観葉のハウスなんかも、あったなと思ったものですから。

議長

ここは、元々低かったのを盛土して、この土地は、今度は削って平らにして、隣は田んぼだったのだけれども、また盛土をして、一面に広くした所の一角です。

11番委員

エディオンの駐車場と言ったけど、エディオンの駐車場が満車になるくらい入りますか。

議長

そこです。

2番委員

暫時休憩をお願いします。

議長

暫時休憩とします。

(休憩)

休憩前に引続き、審議を再開いたします。

来月の12月15日の2時に現地集合して、全員調査をすることとします。そういう形でお願いいたします。

その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

その他（議案27ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 11月の行事報告
3. 12月の行事予定
4. その他

農業者年金加入推進について説明

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして、第29回指宿市農業委員会を閉会いたします。
全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後 5時15分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員29番委員

議事録署名委員30番委員

|
